

各省庁における取組の現状等について

2024年9月

目次

- 警察庁資料 (P2)
- 総務省資料 (P4)
- 法務省資料 (P8)
- 外務省資料 (P12)
- 文化庁資料 (P15)
- 経済産業省資料 (P30)

警察庁の取組

2024年9月

○ デジタル化・ネットワーク化が進展する中、我が国のコンテンツの著作権等に対する侵害行為は国境を越えて拡大している状況を踏まえ、インターネット上の海賊版対策について、民間との連携を図りつつ、政府の「総合対策メニュー」に基づき、関係省庁一体となって取組を強化。

1 「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー」に基づく取組の更なる推進

国際捜査共助・協力の枠組みの活用や権利者団体との連携等により、海賊版事犯の検挙を推進。

○ 国際的な海賊版早バレサイト運営に係る著作権法違反事件

「週刊少年ジャンプ」や「週刊少年マガジン」に連載中の漫画について、画像として複製し、発売5日前に海賊版サイトに違法公開していた外国籍の被疑者2人を検挙。

被疑者らは、組織内で画像を共有し、画像をトリミングしたり、翻訳しながら様々な早バレサイトに提供させている状況が判明。

(令和6年2月、熊本・新潟)



2 海外海賊版サイトの運営者摘発等に向けた国際連携・国際執行の強化

ベトナム海賊版事犯について、令和6年5月の日越次官級協議などハイレベルな働きかけを継続しているほか、引き続き、ベトナム公安省と権利者団体を含めたオンライン会議を開催し、早期解決に向けた働きかけを強化。

3 海賊版・模倣品を容認しない国民の規範意識を啓発する活動の推進

警察白書やホームページにおいて知財侵害事犯の検挙状況等に関する情報を公表するとともに、講演等を実施するなど啓発活動を推進。

総務省の取組

2024年9月

e-ネットキャラバン

○ 子どもたちのインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的に、児童・生徒、保護者・教職員等に対する学校等の現場での無料の「出前講座」を全国で開催。

* 実施主体：一般財団法人マルチメディア振興センター(FMMC)

○ 2023年度は、2,166件の講座を実施し、約39万人が受講。(2022年度:2,226件の講座を実施し、約36万人が受講。2006年度開始以来の実績:30,742件、のべ約497万人)

協力団体

通信事業者等の民間企業(505社)、公益法人等(24団体)、政府(総務省及び文部科学省)、自治体(77団体)、その他(61団体)

対象者

小学生(小3~小6)、中学生、高校生、保護者、教職員等

講座内容

ネット依存、ネットいじめ(誹謗中傷含む)、不確かな情報の拡散、ネット誘引(誘い出し・なりすまし)、ネット詐欺、著作権の侵害等のトラブル事例を用いて、予防策等を啓発。

* 企業等が講師を派遣。(認定講師数:5,698名)

受講方法

従来は集合形式のみだったが、受講方法の選択肢を拡大。2020年11月にFMMCが報道発表。同年12月に総務省・文部科学省の連名で全国に周知文書を発出。

* 校内の放送設備やWeb会議システムを利用した講座、リモート講座、ビデオオンデマンド講座。
(2023年度は367件実施)



e-ネットキャラバン講座実施の様子

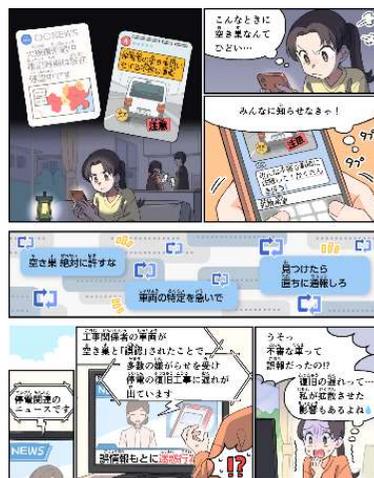
インターネットトラブル事例集の作成・公表

- 子育てや教育の現場での保護者や教職員の活用に資するため、インターネットに係るトラブル事例の予防法等をまとめた「インターネットトラブル事例集」を、平成21年度より毎年更新・作成し公表。
2023年版からは、わかりやすいマンガ形式で事例を紹介。
- 令和6年4月1日に2024年版を公表。

インターネットトラブル事例集(2024年版) マンガ例



▲ 長時間利用(使いすぎ)



▲ 偽・誤情報

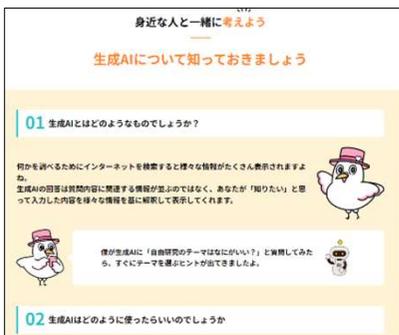
《掲載事例のキーワード》

- ・ コミュニケーショントラブル
- ・ 闇バイト
- ・ 自撮り
- ・ 個人情報
- ・ 誹謗中傷
- ・ ネットショッピング、定期購入
- ・ サイバーセキュリティ
- ・ 著作権、海賊版
- ・ SNSの使い方

...など

インターネットトラブル事例集(2024年版)の特徴

① 子どもとネットに関する最新のトピックの解説を掲載



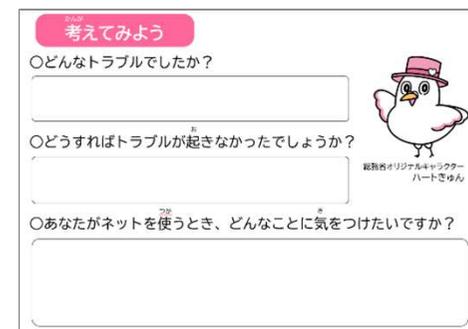
＜掲載トピックの例＞

- ・ 生成AIの特徴、留意点
- ・ ネットの特性と人の行動心理 (フィルターバブル、エコーチェンバー)
- ・ ペアレンタルコントロール、フィルタリング
- ・ オンラインゲームを楽しむときの注意点

② パソコン・スマホ・タブレットのどれでも見やすいホームページ



③ 授業等でご活用いただくための教職員用参考資料を提供



情報流通プラットフォーム対処法（プロバイダ責任制限法の一部改正）の概要

誹謗中傷等のインターネット上の違法・有害情報に対処するため、大規模プラットフォーム事業者に対し、

①対応の迅速化、②運用状況の透明化に係る措置を義務づける。

改正事項

大規模プラットフォーム事業者^{※1}に対して、以下の措置を義務づける。

※1 迅速化及び透明化を図る必要性が特に高い者として、権利侵害が発生するおそれが少ない一定規模以上等の者。

① 対応の迅速化（権利侵害情報）

- ・ 削除申出窓口・手続の整備・公表
- ・ 削除申出への対応体制の整備（十分な知識経験を有する者の選任等）
- ・ 削除申出に対する判断・通知（原則、一定期間内）

② 運用状況の透明化

- ・ 削除基準の策定・公表（運用状況の公表を含む）
- ・ 削除した場合、発信者への通知

上記規律を加えるため、法律^{※2}の題名を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（情報流通プラットフォーム対処法）に改める。

※2 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法：プロバイダ等の免責要件の明確化、発信者情報開示請求を規定）

施行期日

公布の日（令和6年5月17日）から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

法務省の取組

2024年9月

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（組織犯罪処罰法）について

R6.9.30 法務省刑事局公安課

（目的）

第1条 この法律は、組織的な犯罪が平穏かつ健全な社会生活を著しく害し、及び犯罪による収益がこの種の犯罪を助長するとともに、これを用いた事業活動への干渉が健全な経済活動に重大な悪影響を与えることに鑑み、並びに国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を実施するため、組織的に行われた殺人等の行為に対する処罰を強化し、犯罪による収益の隠匿及び收受並びにこれを用いた法人等の事業経営の支配を目的とする行為を処罰するとともに、犯罪による収益に係る没収及び追徴の特例等について定めることを目的とする。

(定義)

第2条

2 この法律において「犯罪収益」とは、次に掲げる財産をいう。

一 財産上の不正な利益を得る目的で犯した次に掲げる罪の犯罪行為（日本国外でした行為であって、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。）により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産

イ 死刑又は無期若しくは長期4年以上の懲役若しくは禁錮の刑（※）が定められている罪



著作権法

第119条 著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者（第30条第1項において準用する場合を含む。第3項において同じ。）に定める私的使用の目的をもって自ら著作物若しくは実演等の複製を行った者、第113条第2項、第3項若しくは第6項から第8項までの規定により著作権、出版権若しくは著作隣接権（同項の規定による場合にあっては、同条第9項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。第120条の2第5号において同じ。）を侵害する行為とみなされる行為を行った者、第113条第10項の規定により著作権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行った者又は次項第3号若しくは第6号に掲げる者を除く。）は、10年以下の懲役（※）若しくは1000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

※R7.6.1～「懲役若しくは禁錮の刑」、「懲役」とあるのは「拘禁刑」となる

(犯罪収益等の没収等)

第13条 次に掲げる財産は、没収することができる。

- 一 犯罪収益
- 二 犯罪収益に由来する財産（犯罪収益の果実として得た財産、犯罪収益の対価として得た財産、これらの財産の対価として得た財産その他犯罪収益の保有又は処分に基づき得た財産 例：犯罪収益を預貯金した場合の利息債権）

(追徴)

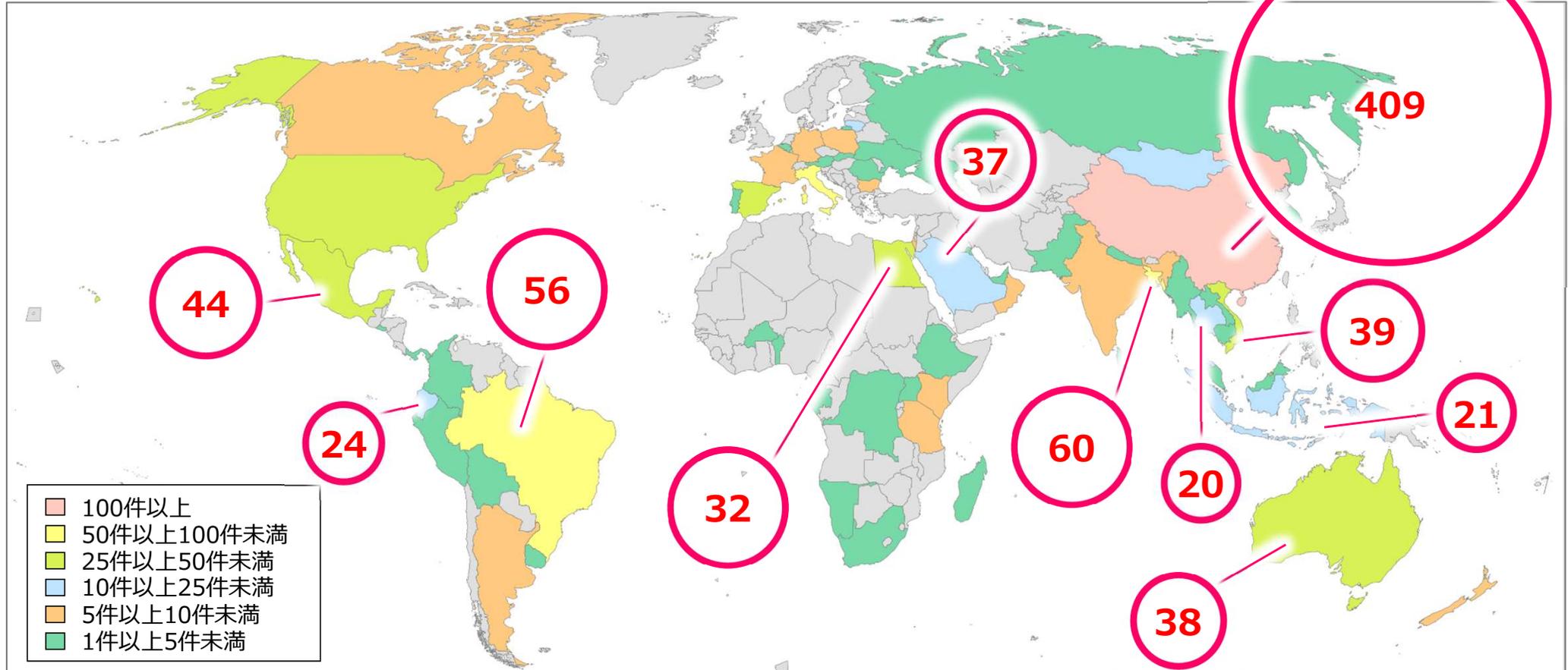
第16条 第13条第1項各号に掲げる財産を没収することができないとき、又は当該財産の性質、その使用の状況、当該財産に関する犯人以外の者の権利の有無その他の事情からこれを没収することが相当でない認められるときは、その価額を犯人から追徴することができる。

外務省の取組

2024年9月
外務省
経済局 知的財産室

- 海外における日系企業の知的財産関連相談の対応窓口として、**ほぼ全ての在外公館に「知的財産担当官」を設置。**
- 日本企業が現地で直面する模倣品・海賊版問題をはじめとする知的財産の保護に関する問題に対応。必要に応じて、**相手国政府への申入れ、要望伝達、仲介等**を実施。
- **2023年度は、35か国・43館において、計270件の相談に対応。**

【2019～2023年度の知財担当官による**累積対応件数**】 ※海賊版問題以外の対応を含む



- 在外公館の知的財産問題への対応力の更なる強化を目的に、模倣品・海賊版等の被害が特に深刻化している地域を対象に毎年開催。
- 2023年度は、東南アジア、中南米地域を対象として開催。
- 現地の被害状況や対応状況に関する報告、現地での体制構築に関する意見交換等を実施。

【過去の実施公館（開催地赤字）】

2020年度		2021年度		2022年度		2023年度	
中国		中南米		中国		東南アジア	
オンライン（12月）		オンライン（11月）		オンライン（11月）		シンガポール大（1月）	
中国大 重慶総 広州総 上海総	瀋陽総 香港総 青島総 大連事務所	ブラジル大 リオ総 サンパウロ総 アルゼンチン大 チリ大 パラグアイ大 ペルー大	ボリビア大 ベネズエラ大 エクアドル大 ドミニカ(共)大 コロンビア大 パナマ大 メキシコ大	中国大 重慶総 広州総 上海総	瀋陽総 香港総 青島総 大連事務所	インドネシア大 カンボジア大 タイ大 フィリピン大 ブルネイ大	ベトナム大 ホーチミン総 マレーシア大 ミャンマー大 ラオス大
東南アジア		中東・アフリカ		南西アジア		中南米	
オンライン（3月）		オンライン（2月）		インド大（3月）		サンパウロ総（3月）	
タイ大 インドネシア大 カンボジア大 シンガポール大 東ティモール大	ブルネイ大 ベトナム大 マレーシア大 ラオス大	ア首連大 ドバイ総 イスラエル大 サウジ大 ジッダ総	トルコ大 イスタンブール総 エジプト大 モロッコ大 イラン大	コルカタ総 チェンナイ総 ベンガルール総 ムンバイ総 パキスタン大 カラチ総	バングラデシュ大 スリランカ大 ネパール大 タイ大 シンガポール大	アルゼンチン大 エクアドル大 コロンビア大 パラグアイ大 ブラジル大	サンパウロ総 リオ総 ペルー大 ボリビア大 メキシコ大

文化庁における海賊版対策

2024年9月30日（月）

海賊版対策官民実務者級会議 資料

文化庁 著作権課

インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー（策定：2019年10月、更新：2021年4月、2024年5月）

「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」等の議論を踏まえ、海賊版による被害を効果的に防ぎ、著作権者等の正当な利益を確保するため、以下に掲げる対策を総合的に実施する。

民間の主體的取組を支援する省庁横断的取組の強化

① 海賊版に対するユーザーのアクセスを抑止するための取組

国内における著作権教育・意識啓発	・2020年著作権法改正により導入されたリーチサイト対策、侵害コンテンツのダウンロード違法化の周知・普及啓発を含め、官民で連携しながら、著作権教育・意識啓発のより一層の効果的な展開を図る	総 文 経
検索サイト対策	・検索事業者と著作権者等との協議を推進し、これらを通じ、海賊版サイトの検索結果からの削除・表示抑制への取組を促進する	総 文
アクセス警告方式	・セキュリティ事業者等との協議を通じて、セキュリティ対策ソフトにおけるアクセス抑止機能の導入等の一層の促進を図る	総
フィルタリング	・青少年インターネット環境整備法に基づき、青少年フィルタリングを更に普及促進するとともに、関係事業者との連携強化等によるユーザーの利便性向上を図る ・セキュリティソフトウェアによるフィルタリングの活用に向けた権利者団体とセキュリティソフトウェア会社との連携体制の構築を図る	総 経

② 海賊版サイト運営者の摘発など、著作権侵害に対するエンフォースメントの取組

被害の実態把握	・日本コンテンツのインターネット上の海賊版に係る被害実態の継続的な把握を行う（配信先が国外向けか（日本への配信も含む）、専ら当該国内向けか等の類型別での被害額の算出が可能な検討も含む）	内 経 外 警
国際連携・執行等の強化	・国際裁判管轄及び準拠法を踏まえつつ、民間事業者等による諸外国における民事手続の利用を促進するとともに、国際捜査共助等による捜査の推進を図る ・海賊版対策情報ポータルサイトや相談窓口を通じた情報収集及び著作権者等の権利行使を促進する ・海賊版サイトの発信者や設置サーバ等の情報の確保を図るため、民間事業者等と協力し国際的なデジタルフォレンジック調査の実施を推進する ・悪質なリーチサイトへの捜査を推進する ・諸外国との二国間協議や各種国際会議等の場を活用し、国際的な海賊版対策の強化に向けた働きかけ等を行う。	警 法 外 経 文 経 警 内 外 総 文 経
発信者の特定の強化	・権利侵害を行った者に対する発信者情報開示請求手続の簡易化・迅速化を図る2021年改正プロバイダ責任制限法について、関係機関との連携や周知を実施する	総
プラットフォーム事業者における対応の迅速化・透明化	・インターネット上の違法・有害情報に対処するため、大規模プラットフォーム事業者に対し、①対応の迅速化、②運用状況の透明化に係る措置を義務付ける制度整備を進める	総

③ 海賊版サイト運営を可能とする民間サービス等の負のエコシステムに対する対策の取組

海賊版サイトへの広告出稿の抑制	・海賊版サイトに対する広告出稿の自主的な抑制に関し、権利者等と広告関係団体の合同会議を通じた海賊版サイトリストの共有、広告関係団体の自主的ガイドライン策定・普及の推進を図ることや、広告収入に係る法的整理等の検討を行う	経 法 文 総 内
CDNサービス等の海賊版サイトへの悪用防止	・権利者と通信事業者の合同会議を通じ、個々の海賊版サイトのリストの共有を図るとともに、著作権侵害コンテンツの流通を容易にするために不正利用されるクラウドフレア社などCDNサービス等について、必要な対策の推進を図る	総 内
正規版の流通促進	・海外市場の獲得を視野に入れながら、現地における意識啓発等の活動や、ユーザーにとって利便性の高い形でのコンテンツの正規版の流通を促進する	経 文 外

(注)ブロッキングに係る法制度整備については、他の取組の効果や被害状況等を見ながら検討

2024年度実施事業（主なもの）

➤ **覚書に基づく政府間協議等**

・中国（国家版權局）、韓国（文化体育観光部）、ベトナム（文化・スポーツ・観光省）の担当部局と定期的に政府間協議等を実施。適切な法整備及び運用、取締強化等の要請や、海賊版対策のための両国間の連携方策について議論。

<2024年度の実施状況>

7/22～24	日越著作権協議、スタディ・ビジット（於：東京） 先方：ベトナム文化・スポーツ・観光省著作権局（COV）6名
7/29	日中著作権協議（於：東京） 先方：中国国家版權局版（NCAC）権管理局5名
9/4～5	日韓著作権協議、日韓著作権セミナー（於：ソウル） 先方：韓国文化体育観光部（MCST）著作権局、韓国著作権委員会（KCC）、韓国著作権保護院（KCOPA）、韓国音楽著作権協会（KOMCA）ほか

➤ **政府職員等を対象とした研修（トレーニングセミナー）**

・2025年2月26～28日に、ASEAN諸国の著作権当局職員、公安当局等の取締機関を対象に東京で、海賊版対策に係る研修を実施予定。

7月22～24日 第1回日越著作権協議、スタディ・ビジット

・ベトナム文化・スポーツ・観光省著作権局（COV）が訪日し、スタディビジット（JASRAC、日本レコード協会、CPR A、aRma等の集中管理団体の講義や、権利者との海賊版対策に係る意見交換）に加え、政府間協議において、海賊版対策を中心に議論。

7月29日 第14回日中著作権協議

・中国国家版權局（NCAC）版權管理局が訪日し、政府間協議において、海賊版対策を中心に議論。



第14回 日中著作権協議



文化庁主催・日ベトナム著作権協力事業・意見交換会に参加 | 一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構（CODA）coda-cj.jp

9月4～5日 第18回日韓著作権協議、日韓著作権セミナー

・韓国文化体育観光部（MCST）著作権局等との政府間協議、韓国著作権委員会（KCC）、韓国著作権保護院（KCOPA）、韓国音楽著作権協会（KOMCA）とのセミナーを実施。

著作権協議の主な議題：

- ・AIと著作権について
- ・海賊版対策について
- ・今後の海賊版対策に係る協力体制

セミナーの主なテーマ：

- ・韓国著作権保護院の活動について
- ・総合著作権侵害総合対応システム（I-COP）
（韓国著作権保護院：KCOPA）
- ・著作権ビジネス支援センター
（韓国著作権委員会：KCC）
- ・音楽著作権集中管理の徴収・分配
（韓国音楽著作権協会：KOMCA） 等



韓国電子ニュース（2024年9月5日）

<https://m.etnews.com/20240905000347?obj=Tzo4OIJzdGRDbGFzcyI6Mjlp7czo3OIjYjZWZlcmVyljtzOjltzOIjodHRwczovL3d3dy5nb29nbGUuY29tLyI7czo3OIJmb3J3YXJkIjtzOjEzZWlmdG8gbW9iaWx1Ijt9>

国際連携・執行等の強化 著作権侵害相談窓口の設置

インターネット上の海賊版による著作権侵害対策 情報ポータルサイト（令和4年6月1日公開）

権利者等が権利行使する上で役立つノウハウ等を
わかりやすく発信

－掲載内容－

- 著作権の基本と海賊版
- 初めての「削除要請」ガイドブック
- 著作権侵害（海賊版）対策ハンドブック
- 教材
- よくあるご質問



<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/kai-zoku/index.html>

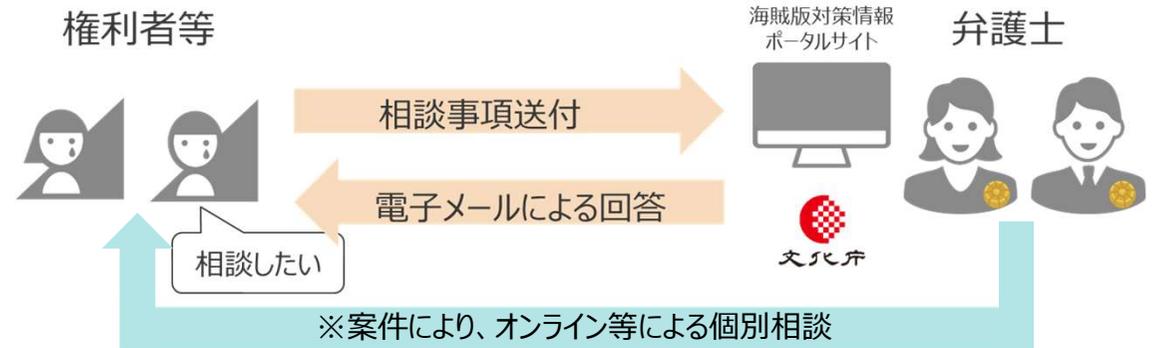


相談窓口

（令和4年8月30日設置）

海賊版による著作権侵害への対応に困る
権利者等向けの相談窓口を開設し、相
談を受付中

- 2023年度の受付件数の総数は**357件**
- うち権利侵害に係る相談は**100件**



<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/kai-zoku/contact.html>



高等学校用の教材をポータルサイトに掲載中

教師用学習指導案・生徒用ワークシート

【学習指導案】

<公共-1>

なぜ海賊版を規制する必要があるのだろうか

— 法や規範の意義及び役割 —

<公共-2>

著作権侵害(海賊版)がもたらす影響

— 消費者がもつ権利と、消費者として果たすべき責任 —

<情報 I >

なぜ私たちは著作権を守らなければならないのか

— 情報社会の問題解決 —

【ワークシート・資料】

- 著作権の基本
- 海賊版の問題を考える
- 調べ学習等に使える著作権関連情報ウェブサイト



動画

【導入編】

違法な海賊版サイトによって、あらゆる著作物が被害を受けている現状を説明



【基礎編】

著作権の概要や海賊版サイトがどのようなもので、著作者にどのような被害が及ぶか等を説明



【インタビュー編】

実際に海賊版対策を行っている出版社の立場から、海賊版サイトの実態、被害状況、海賊版対策、制作現場への影響等についての説明



▶ 我が国企業等の海外における権利行使の支援

- ・侵害発生国の法制度及び取締の実態等の調査や、権利者が海外で権利執行する際に役立つハンドブックの作成、権利者向けセミナー等を実施。
- ・2024年度は、「インターネット上の著作権侵害対策ハンドブック」（韓国編）を作成中。

01 著作権の基本と海賊版 02 初めての「削除要請」ガイドブック 03 著作権侵害（海賊版）対策ハンドブック 04 教材 よくあるご質問 相談窓口

初めての「削除要請」ガイドブック

インターネット上の著作権侵害には様々な態様がありますが、インターネット上に自身のコンテンツの海賊版を発見した時に実務上まずよく取られる手段として「削除要請」があります。

削除要請の手順と方法、削除要請通知の作成と送付方法等についてガイドブックとして簡単にまとめていますのでお役立てください。より詳細な内容を確認したい場合は[著作権侵害（海賊版）対策ハンドブック](#)を参照してください。

[初めての「削除要請」ガイドブック](#)

削除要請の参考書式の一覧

適宜ダウンロードしてご利用ください

※この様式に従った削除要請を行えば、相手方において適切な対応がなされることを約束するものではありません。

- ・[「削除要請」ガイドブック内【削除要請メールの参考書式】英語版](#)
- ・[「削除要請」ガイドブック内【削除要請メールの参考書式】日本語版](#)
- ・[「削除要請」ガイドブック内【添付用削除要請通知】英語版](#)
- ・[「削除要請」ガイドブック内【添付用削除要請通知】日本語版](#)
- ・[プロバイダ責任制限法著作権関係ガイドライン（プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会作成）](#)

01 著作権の基本と海賊版 02 初めての「削除要請」ガイドブック 03 著作権侵害（海賊版）対策ハンドブック 04 教材 よくあるご質問 相談窓口

著作権侵害（海賊版）対策ハンドブック

海賊版対策専門家等の有識者よりヒアリングしたノウハウ・知識を集約し、これまで海賊版対策の経験がない方でも活用できるようなハンドブック等を作成しています。

ハンドブック一覧

総論	総論
インターネット上の著作権侵害（海賊版）対策ハンドブック—総論編—（令和4年度）	インターネット上の著作権侵害（海賊版）対策ハンドブック—総論編—（令和2年度）
インターネット上の著作権侵害（海賊版）対策ハンドブック（米国編）	インターネット上の著作権侵害（海賊版）対策ハンドブック（中国編）
インターネット上の著作権侵害（海賊版）対策ハンドブック（ベトナム編）	インターネット上の著作権侵害（海賊版）対策ハンドブック（ロシア編）
インターネット上の著作権侵害（海賊版）対策ハンドブック（中南米編）	インターネット上の著作権侵害（海賊版）対策ハンドブック（インドネシア編）

著作権法の解釈を明確化し、ポータルサイトに掲載



よくあるご質問

 外国において、外国人が、日本人が著作権を有する著作物（漫画、映画、音楽等）をインターネット上の日本向けサイトにアップロードし、日本国内のユーザーに対し著作物の送信が行われた場合において、日本の著作権法に基づいて刑事処罰をすることは可能でしょうか。 

 日本法の刑事罰の適用については属地主義が原則です（刑法1条1項）。従って、ご質問のような事案について「日本国内において罪を犯した」と言えるかが問題となります。

ご質問のような事案において、サイトやコンテンツの内容等に鑑み、送信行為が日本の公衆に向けたものであり、日本と密接な関連性があると認められる場合など、「日本国内において罪を犯した」と評価できる場合には、日本の著作権法に基づき刑事処罰をし得ると考えられます。

ページURL

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/kaizoku/faq.html>

1. 調査内容

対象国におけるインターネットを利用して行われる国境を超えた著作権侵害に関する著作権法の適用範囲についての調査 (委託事業)

2. 調査期間

2023年7月12日～11月30日

3. 調査対象国

米国、英国、韓国、中国、フランス、ドイツ

4. 調査実施者

I P F O R W A R D 株式会社

5. 調査結果のポイント

- ・上記調査対象国において、国外における著作権侵害に対する当該国の著作権法 (刑事罰含む) 適用に関する規定を設けている国はない
- ・各国ともおおむね著作権侵害行為の一部が国内で発生したといえる場合 (国内の公衆を対象としているなど) に侵害にあたるとして、刑事罰が適用される傾向

(参考) 著作権侵害の国外犯処罰に係る諸外国調査 (概要)

国外における著作権侵害に対する当該国の著作権法（刑事罰含む）適用に関する規定を設けている国はない（2023年11月現在）。

	属地主義	属地主義の範囲外
	国内で発生	国外で発生and 侵害行為の一部が国内で発生したといえる
日本	著作権侵害に該当	「日本国内において罪を犯した」と評価できる場合には、日本の著作権法が適用され、刑事処罰をし得る
米国	著作権侵害に該当	少なくとも一つの侵害行為が米国内で完結している場合、米国著作権法が適用されるとした判例あり
英国	著作権侵害に該当	何らかの形で英国に関連（英国内の公衆を対象）している場合、英国著作権法が適用される
韓国	著作権侵害に該当	侵害行為の一部の構成要素（例：アップロード、ダウンロードいずれか）が国内で発生した場合、韓国著作権法が適用される
中国	著作権侵害に該当	侵害行為や侵害結果の一部のみ中国で発生した場合に中国著作権法が適用され、著作権侵害に該当すると認定した裁判例は僅少
フランス	著作権侵害に該当	著作権侵害の構成要素の1つが国内で発生した場合、フランス著作権法が適用される（ウェブサイトがフランス国民を対象としているかなどから判断）
ドイツ	著作権侵害に該当	属地主義が厳格に適用される傾向あり (ドイツ国民を対象としている場合にドイツ著作権法が適用されるか不明)
		国外で発生and 侵害行為の一部が国内で発生したといえない
		当該国の著作権法の適用なし

2025年度概算要求事項（主なもの）

背景・課題

デジタル化・ネットワーク化の急速な進展、デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進が、コンテンツの創作・流通・利用の各場面で大きな影響を与えている。このため、DX時代における社会・市場の変化やテクノロジーの進展に柔軟に対応するとともに、深刻な海賊版による被害の対策を含め、「利用円滑化」と「権利保護・適切な対価還元」によるコンテンツ創作の好循環の実現を図り、その効用を最大化する著作権制度・政策を推進することが急務となっている。

主な事業内容

① 分野横断権利情報集約化促進事業【141百万円】

権利者情報の探索コストを低減するとともに、令和8年春頃施行予定の未管理著作物裁定制度の円滑な運用のため、個人クリエイター等権利情報登録システムや分野横断権利情報検索システムの構築など、権利情報の集約化とその活用のための環境整備や調査研究を行う。

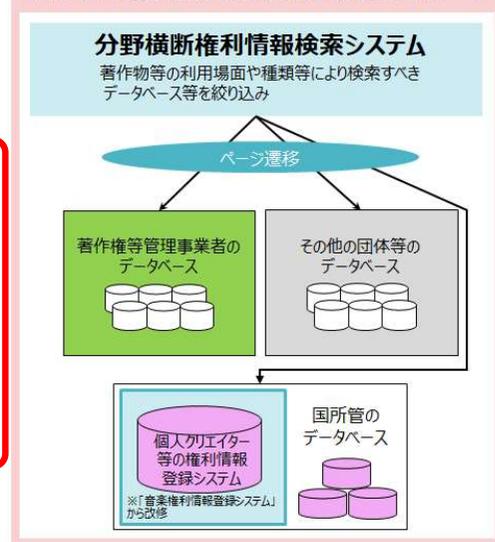
② 海賊版対策事業【230百万円】

海賊版の流通形態は多様化・複雑化しており、権利者が著作権等を行使し、海賊版対策を行うためには諸外国の関係機関の協力が不可欠となっている。このため、二国間／多国間による知財部局のみでなく、警察当局や外交部局も含む省庁・官民が協働した国際的な協力体制を推進し、権利者が権利行使を行いやすい環境を整備するとともに、権利者による権利行使の実行支援及び国際的な海賊版対策のための普及啓発活動等を行う。

③ DX時代に対応した著作権施策の推進に必要な調査研究【50百万円】

DX時代における社会のニーズやデジタル・ネットワーク技術の変革に的確に対応した法制度と運用を実現するため、各種課題に関する調査研究を実施する。

分野横断権利情報検索システムのイメージ



海賊版対策事業における国際連携体制整備のイメージ



アウトプット (活動目標)

- ① 分野横断権利情報の集約化促進
- ② 権利者のノウハウの構築及び権利行使の強化
- ③ 審議会等でDX時代に適した著作権法制度の在り方を検討

短期アウトカム (成果目標)

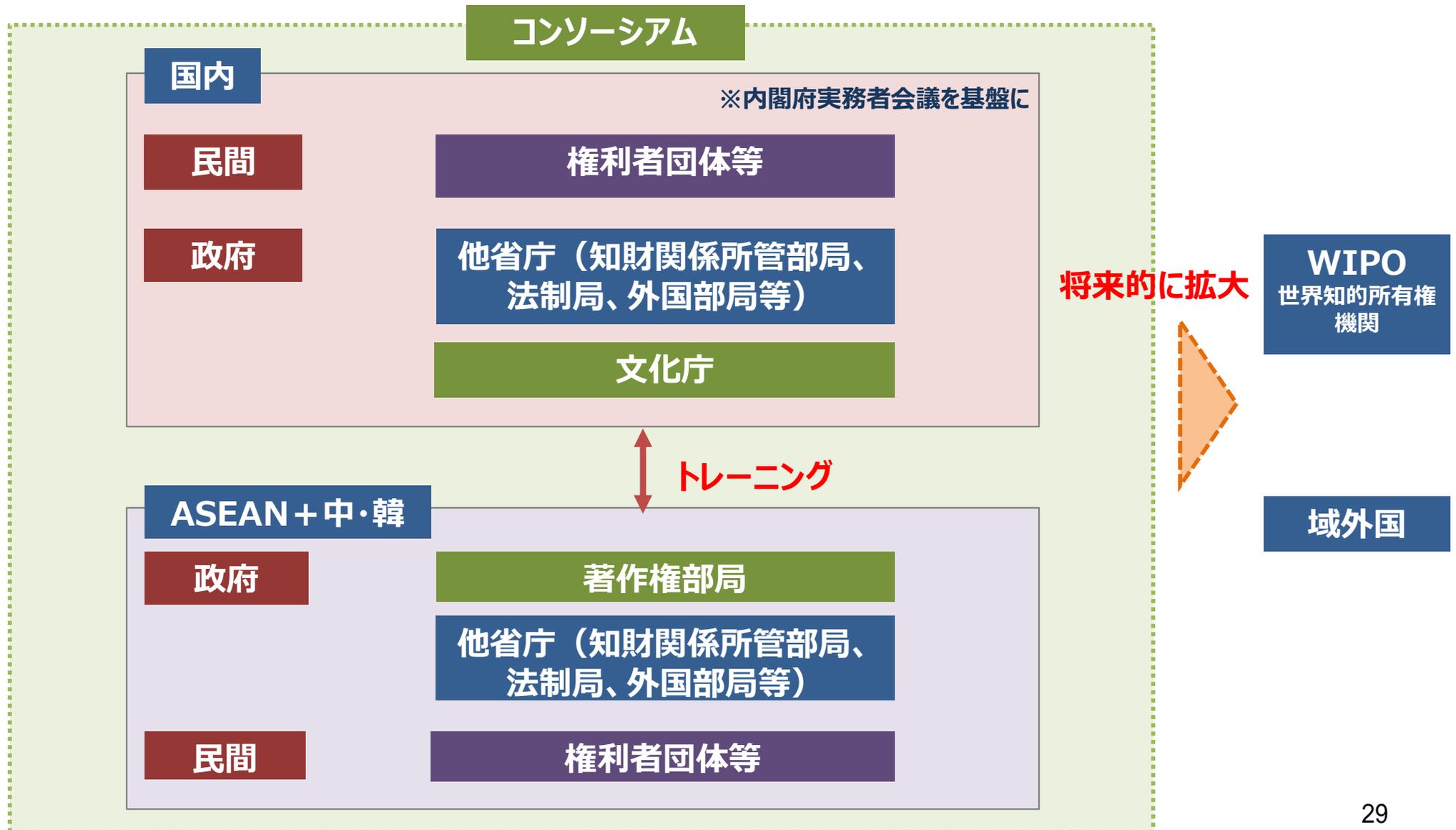
- ① 著作物に関する権利情報の探索コストの低減
窓口組織による円滑な権利処理対応
- ② 海賊版被害の縮小
- ③ DX時代に適した著作権法制度の改正

長期アウトカム (成果目標)

DX時代に対応した「コンテンツクリエイションサイクル」の実現により、我が国の文化の発展に大きく貢献

海賊版対策事業における国際連携体制のイメージ（コンソーシアムの構築）

○政府間だけでなく、国境を越えた官民、民民の連携を促進。著作権法制度及び権利行使に関わる**政府関係者、弁護士、権利者団体、出版社連合等によるコンソーシアムの設置**を目指す。



インターネット上の海賊版対策

2024年9月

商務・サービスG 文化創造産業課

インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー（策定：2019年10月、更新：2021年4月、2024年5月）

「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」等の議論を踏まえ、海賊版による被害を効果的に防ぎ、著作権者等の正当な利益を確保するため、以下に掲げる対策を総合的に実施する。

民間の主体的取組を支援する省庁横断的取組の強化

①海賊版に対するユーザーのアクセスを抑止するための取組

国内における著作権教育・意識啓発	・2020年著作権法改正により導入されたリーチサイト対策、侵害コンテンツのダウンロード違法化の周知・普及啓発を含め、官民で連携しながら、著作権教育・意識啓発のより一層の効果的な展開を図る	総 文 経
検索サイト対策	・検索事業者と著作権者等との協議を推進し、これらを通じ、海賊版サイトの検索結果からの削除・表示抑制への取組を促進する	総 文
アクセス警告方式	・セキュリティ事業者等との協議を通じて、セキュリティ対策ソフトにおけるアクセス抑止機能の導入等の一層の促進を図る	総
フィルタリング	・青少年インターネット環境整備法に基づき、青少年フィルタリングを更に普及促進するとともに、関係事業者との連携強化等によるユーザーの利便性向上を図る ・セキュリティソフトウェアによるフィルタリングの活用に向けた権利者団体とセキュリティソフトウェア会社との連携体制の構築を図る	総 経

(注)ブロッキングに係る法制度整備については、他の取組の効果や被害状況等を見ながら検討

②海賊版サイト運営者の摘発など、著作権侵害に対するエンフォースメントの取組

被害の実態把握	・日本コンテンツのインターネット上の海賊版に係る被害実態の継続的な把握を行う(配信先が国外向けか(日本への配信も含む)、専ら当該国内向けか等の類型別での被害額の算出が可能なかの検討も含む)	内 経 外 警
国際連携・執行等の強化	・国際裁判管轄及び準拠法を踏まえつつ、民間事業者等による諸外国における民事手続の利用を促進するとともに、国際捜査共助等による捜査の推進を図る ・海賊版対策情報ポータルサイトや相談窓口を通じた情報収集及び著作権者等の権利行使を促進する ・海賊版サイトの発信者や設置サーバ等の情報の確保を図るため、民間事業者等と協力し国際的なデジタルフォレンジック調査の実施を推進する ・悪質なリーチサイトへの捜査を推進する ・諸外国との二国間協議や各種国際会議等の場を活用し、国際的な海賊版対策の強化に向けた働きかけ等を行う	警 法 外 経 文 警 内 外 総 文 経
発信者の特定強化	・権利侵害を行った者に対する発信者情報開示請求手続の簡易化・迅速化を図る2021年改正プロバイダ責任制限法について、関係機関との連携や周知を実施する	総
プラットフォーム事業者における対応の迅速化・透明化	・インターネット上の違法・有害情報に対処するため、大規模プラットフォーム事業者に対し、①対応の迅速化、②運用状況の透明化に係る措置を義務付ける制度整備を進める	総

③海賊版サイト運営を可能とする民間サービス等の負のエコシステムに対する対策の取組

海賊版サイトへの広告出稿の抑制	・海賊版サイトに対する広告出稿の自主的な抑制に関し、権利者等と広告関係団体の合同会議を通じた海賊版サイトリストの共有、広告関係団体の自主的ガイドライン策定・普及の推進を図ることや、広告収入に係る法的整理等の検討を行う	経 法 文 総 内
CDNサービス等の海賊版サイトへの悪用防止	・権利者と通信事業者の合同会議を通じ、個々の海賊版サイトのリストの共有を図るとともに、著作権侵害コンテンツの流通を容易にするために不正利用されるクラウドフレア社などCDNサービス等について、必要な対策の推進を図る	総 内
正規版の流通促進	・海外市場の獲得を視野に入れながら、現地における意識啓発等の活動や、ユーザーにとって利便性の高い形でコンテンツの正規版の流通を促進する	経 文 外

※緑字 2024年5月の更新ポイント
※赤枠 経済産業省が関係する取組

経済産業省におけるインターネット上の海賊版対策概要

- 一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構（CODA）に事業を委託し、権利者や各国の政府機関・著作権関連団体と協力して海賊版対策を実施。
- 「6. 正規版の流通促進」は主に経産省にて実施。

①海賊版に対するユーザーのアクセスを抑止するための取組

1. 著作権教育・意識啓発

- 啓発素材の作成と周知キャンペーンの実施による著作権や海賊版に対する意識啓発。
- 若年層に向けた著作権教育・意識啓発を目的としたPBL型教育プログラムの作成。

4. フィルタリング

- 定期的にセキュリティソフトウェア団体に対して侵害サイトリストを共有し、フィルタリングに活用するための連携枠組みを構築。

②海賊版サイト運営者の摘発など、著作権侵害に対するエフォースメントの取組

2. 被害の実態把握

- 2019年度及び2022年度に、オンライン上で流通する日本コンテンツの被害額について推計。
- 2025年度以降、海外向け・国内向けといった海賊版サイトの類型別での被害額算出方法を検討。

3. 国際連携・国際執行の強化

- CODAにおける関係団体及び海外当局等関係者との連携（米国MPA、フィリピンIPOPPL、韓国KCPA、中国国家版權局等）。
- 2021年にはCODA北京事務所の開設。中国における著作権認証機構（音楽を除く著作権全般）として機能。国際執行ルートの担保、交流、啓発等。

③海賊版サイト運営を可能とする民間サービス等の負のエコシステムに対する対策の取組

5. 広告出稿の抑制

- 定期的に広告関連団体に対して侵害サイトリストを共有し、当該サイトへの広告掲載を抑制。WIPOアラートにも海賊版サイトリストを共有。

6. 正規版の流通促進

- 日本発コンテンツの海外シェア向上及びイメージアップ。JLOX補助金（海外展開支援）によるローカライズ・カルチャライズ支援や、TIFFCOM（東京国際映画祭と併催されるビジネスマッチングイベント）の開催。

1. 著作権教育・意識啓発（6. 正規版の流通促進）

啓発漫画を使った広報啓発

- 2023年度事業では、「Manga-Anime Guardians Project」（※）の一環として「New York Comic Con 2023」に出展し、正規版の流通促進を図る観点からも海外ユーザーに対して広報啓発を実施。
- 会場ではパネル展示や啓発動画を放映し、啓発冊子約2,000部を配布。



（※）委員企業・団体

株式会社アニブックス/株式会社KADOKAWA/株式会社グッドスマイルカンパニー/株式会社白泉社/株式会社講談社/株式会社集英社/株式会社小学館/株式会社小学館集英社プロダクション/シンエイ動画株式会社/
株式会社スタジオジブリ/株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント/株式会社手塚プロダクション/東映アニメーション株式会社/株式会社トムス・エンタテインメント/一般社団法人日本電子書籍出版社協会/
株式会社バンダイナムコフィルムワークス/株式会社プロロード/株式会社プロダクション・アイジー/一般社団法人日本動画協会（2023年10月現在）

1. 著作権教育・意識啓発

若年層に向けた著作権教育・意識啓発

- 若年層に向けた著作権教育・意識啓発としてPBL型教育プログラム（Project Based Learning）を制作。
- 2023年度より、コンテンツの正規流通と著作権侵害に関する本質的な理解促進を目的として、教育プログラム「10代のデジタルエチケット」と称し、全国の中学校及び高校を対象に授業を実施。
- 各種イベントとの連携やシンポジウムへの登壇により、海賊版対策に関する普及啓発を実施。

10代のデジタルエチケット事業



<https://digital-etiquette-japan.go.jp/>

・10代のスマートフォン保有率が上がる中、インターネット上にあふれるコンテンツ等の著作物の価値を正しく理解し、クリエイターの正当な利益を還元するため、若年層向けの教育啓発プログラムを制作。



<https://digital-etiquette-japan.go.jp/award2023/>

・日本の中高生を対象として、デジタル上でのソーシャルエチケットの意識を高めるためのキャッチコピーコンテストを開催し、日本全国から応募のあった109作品の中から優秀賞・最優秀賞を発表。

アジア知的財産権シンポジウム2024



<https://events.nikkei.co.jp/64147/>

・2024年1月22日に日本経済新聞社主催、不正商品対策協議会（ACA）、CODA共催により実施された、普及啓発を目的としたシンポジウムを開催。

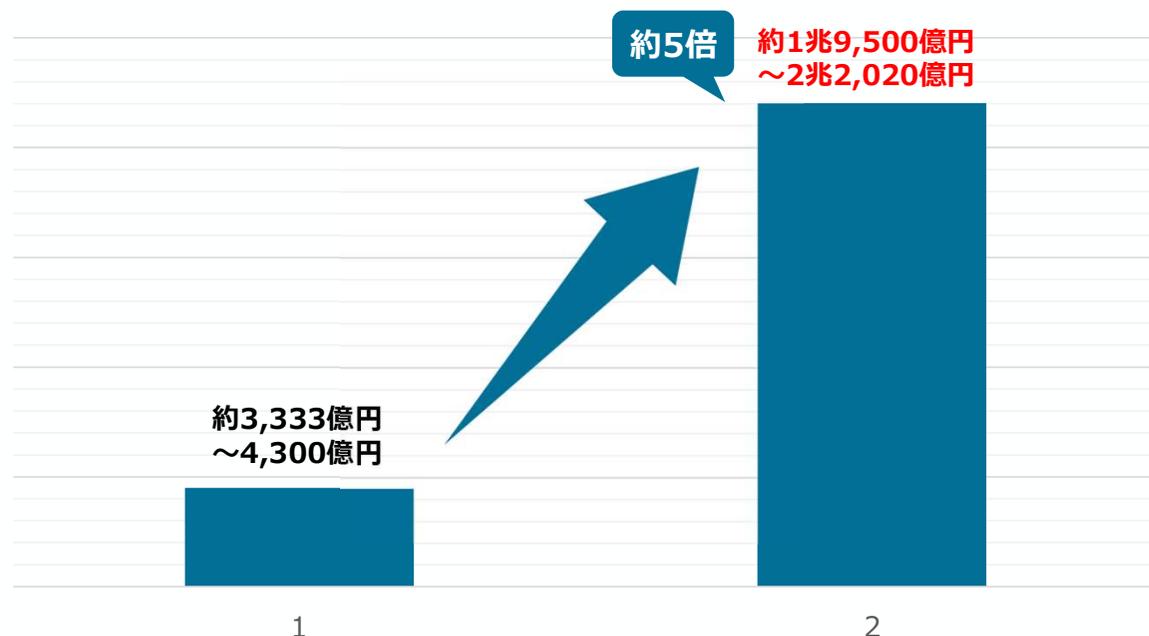
・知的財産の保護と不正商品の排除を目的に、有識者からの講演を受けて議論を行うもの。また、それを一般公開することにより関係者のみならず、ユーザーへの普及啓発を行う。

・今年で17回目を迎えた本シンポジウムでは、10代のデジタルエチケット事業に関してキャッチコピーアワードを受賞した学生を招いての取組紹介を行った他、タイ、韓国、フィリピンより来賓を招き、各国の侵害状況や各種対策、および国際連携の必要性などについて議論した。

海賊版被害額調査

- 委託事業にて、オンライン上で流通する日本コンテンツ（映像、出版、音楽、ゲーム）に係る海賊版被害額調査を実施。
- 2022年度調査では、被害額が前回調査（2019年度）から約5倍の約1兆9,500億円～2兆2,020億円と推計された。

オンライン上で流通する日本コンテンツの海賊版被害額

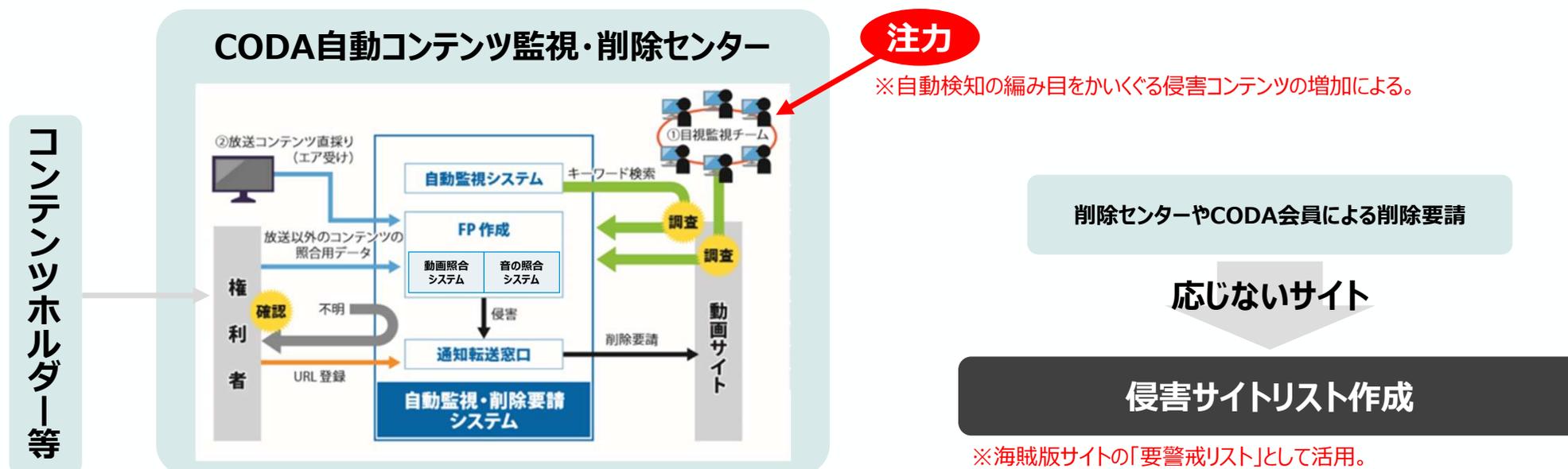


各調査手法における海賊版被害額の産業別内訳（前回調査との比較）

	2019年度調査	2022年度調査
映像	2,533億円	1兆4,297億円
出版	1,408億円	3,952億円
音楽	359億円	224億円
ゲーム	0円	3,551億円
合計	4,300億円	約2兆2,020億円

自動コンテンツ監視・削除センター

- 著作権侵害コンテンツ（違法コンテンツ）が掲載されているサイトの運営者に対して、当該違法コンテンツの削除要請を実施。従来はフィンガープリントによる自動検知が主であったが、現在は人的モニタリングに注力。
- 大手サイトについてはおおよそ9割の運営者が要請に応じている。2023（令和5）年度には約62万件の違法コンテンツを削除。
- 他方で、削除要請に応じない違法なサイト（いわゆる海賊版サイト）の運営者の特定や、オンラインストレージ特定といった対策を講じるため、2021（令和3）年度からデジタルフォレンジック調査を本格的に実施。



海賊版対策における実際の国際執行事例

- 下記2事例は、方法は異なるものの、運営者が特定されたことによりサイトの閉鎖までたどり着いたもの。

刑事措置の事例（anitube : ブラジル）

2015年10月	<ul style="list-style-type: none"> 現地調査会社の協力を得て、運営者を特定
2016年3月	<ul style="list-style-type: none"> ウベルランジア警察に告訴状提出
6月	<ul style="list-style-type: none"> ウベルランジア警察が裁判所に捜査の継続の可否について判断を求めるための手続に本件を付託
2017年1月	<ul style="list-style-type: none"> 裁判所が捜査を継続して問題ない旨の決定 ウベルランジア警察が被疑者宅の搜索・差押サーバ等の差押によりサイトの閉鎖 ウベルランジア検察が刑事裁判所に起訴
2020年4月	<ul style="list-style-type: none"> 第一回公判期日予定が、COVID-19の影響で延期中 サイトは引き続き閉鎖中

行政措置 + 当時者対応の事例（MioMio : 中国）

2016年6月	<ul style="list-style-type: none"> 中国国家版權局へ情報提供
11月	<ul style="list-style-type: none"> 中国国家版權局に対し行政投訴
2017年3月	<ul style="list-style-type: none"> 中国政府による行政指導（サイト閉鎖（ジオブロック））、罰金1,000元≒約15万円 中国国家版權局に対し追加対応要請
6月	<ul style="list-style-type: none"> 中国国家版權局へ情報提供
2018年4月17日	<ul style="list-style-type: none"> 全動画再生停止
5月24日	<ul style="list-style-type: none"> 一部アニメを除き、動画再生再開
2019年3月28日	<ul style="list-style-type: none"> 運営者の特定、およびサイトの閉鎖を求め、中国国家版權局に対し再度行政投訴を実施
2020年3月24日	<ul style="list-style-type: none"> CODAより依頼を受けたFirst Brave（※）の尽力により、運営者と面談のうえサイトの完全閉鎖及び誓約書を受領

（※）First Braveは中国において違法アップロードを監視している機関。CODAと提携関係にある。

3. 国際連携・国際執行の強化

海賊版対策における実際の国際執行事例

- 近年は国際的な執行機関や権利者との連携により、海外プラットフォーム上の違法物アップローダーへの有罪判決、他国行政機関による日本コンテンツの違法物に対する取締り、サイト閉鎖等効果を上げている。

行政措置＋民事措置の事例（漫画BANK：中国）

2019年11月頃	・ 漫画の海賊版サイト「漫画BANK（※）」が開設
2021年4月頃	・ 出版社が調査や米国での情報開示手続きなどを実施
11月1～4日	・ 日本の出版社による情報開示請求手続きを行った事実についてWebメディアが報道
11月4日	・ 「漫画BANK」閉鎖
以降	・ 「Fbay」「漫画PLAY」「2cc」など名前を変えてサイトの開閉を繰り返す（現在は全て閉鎖）
12月	・ 出版社よりCODAへ事件化の要請→中国当局へ行政処罰申立て（CODA北京事務所→中国文化・観光部文化市場総合執法監督局へ相談→同局より重慶市文化市場執法総隊へ行政手続きに入るよう指示）
2022年3月16日	・ 行政申立の受理、2cc閉鎖 家宅搜索、任意取り調べ
6月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「漫画BANK」など複数の海賊版サイトを運営していた重慶市在住の男性1名に対し、情報ネットワーク伝達権保護条約違反として16,409.52元（約33万円）の犯罪収益没収及び30,000元（約60万円）の罰金を命じる行政処罰（6/21公表） ・ 日本人向けの漫画の海賊版サイトを運営者していた者に対して海外で処分が下されるのは今回が初

（※）漫画BANKは、日本ユーザー向けに中国で運営されていた海賊版サイト。漫画の業界団体であるABJの試算によると「開設期間中（2019年11月～2021年10月）のタダ読みされた金額はコミックス販売価格換算で2082億円相当にのぼる」とされる。関連サイトを含め、中国からは画像が確認できないように地域制限（ジオブロック）が施されており、中国で行政処罰を下すうえでの重要要件である「中国の公共の利益を侵害する」に該当するか否かが大きな焦点であったが、日本における甚大な被害状況及び、その可罰性や摘発の重要性をまとめた申立書及び各種情報提供に基づき、行政処罰申立てが受理された画期的な事例であった。

刑事措置の事例（B9GOOD：中国）

2008年	・ 日本人向けアニメの海賊版サイト「B9DM（※1）」が開設
2016年	<ul style="list-style-type: none"> ・ CODAが運営する自動コンテンツ監視・削除センターにおいて削除要請を開始 ・ CODAより中国の「剣網行動（※2）」に行政投訴の申立て
2017年	・ サイト名を「B9GOOD」に変更
2018年	・ MPAが米国通商代表部（USTR）の「悪名高い市場」報告書に情報提供
2022年9月	・ CODAから中国当局へ刑事告発
2023年2～3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営者、アップローダーの家宅搜索、身柄拘束、取り調べ ・ 主要関係者の刑事摘発、サーバー解析による証拠保全 ・ 日本からの刑事告発により中国で刑事摘発されたのは今回が初
3月27日	・ 「B9GOOD」閉鎖
12月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男性A：主犯とした共同犯罪による著作権侵害罪で懲役3年、執行猶予3年6ヶ月、罰金180万人民币元（約3,800万円）の有罪判決の言い渡し ・ 女性B：男性Aを主犯とした共同犯罪による著作権侵害罪で懲役1年、執行猶予1年6ヶ月（男性Aより報酬を受けアニメ等を権利者に無断でアップロード） ・ 男性C：中国の刑法が定める減免措置の対象 ・ 女性D：女性Bと同様の罪で懲役8ヶ月、執行猶予1年
2024年3月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 控訴期間が終了し、有罪判決が確定 ・ 日本からの働きかけをきっかけに海外の海賊版サイトの運営者やアップローダーに刑事罰が科されたのは今回が初

（※1）B9DMは、アニメを中心に日本ユーザー向けに中国で運営されていた海賊版サイト。Similar Webによると、2021年3月～2023年2月までの2年間で、合計アクセス数は3億回以上に上る。また多くのリーチサイトから誘導される「侵害コンテンツのリンク元」としても機能していた。

（※2）中国の国家インターネット情報弁公室、国家版權局、公安部、工業・情報化部の4政府機関が共同して実施する特別行動。2005年より開始され、毎年継続して実施されている。

海賊版対策における実際の国際執行事例

- 近年は国際的な執行機関や権利者との連携により、海外プラットフォーム上の違法物アップローダーへの有罪判決、他国行政機関による日本コンテンツの違法物に対する取締り、サイト閉鎖等効果を上げている。

自主閉鎖事例（13DL）

2017年～	<ul style="list-style-type: none"> 当時の日本人向け最大規模の海賊版サイト「はるか夢の址」が閉鎖後、同じく日本人向けで、複数のサイバロッカー（※）へのリンクを大量に掲載していた「13DL」（リーチサイト）がアクセス数を伸ばす
2023年5月3日	<ul style="list-style-type: none"> 出版社からの依頼を受けたCODAが、保全した証拠を基に、13DL及びサイバロッカーが利用していたCloudflareに対しDMCAによる削除要請を実施
5月10日	<ul style="list-style-type: none"> 並行して米国裁判所に発信者情報開示の申し立て
5月12日	<ul style="list-style-type: none"> 米国裁判所から開示命令が発令
5月15日	<ul style="list-style-type: none"> 13DLが自主的に侵害物の掲載をストップ
5月17日	<ul style="list-style-type: none"> 「プレミアム買った人申し訳ないために最後のプレゼントです」（原文ママ）として、2つのサイバロッカーへの18万を超える漫画作品のダウンロードリンクを掲載したファイルが配布される
5月22日	<ul style="list-style-type: none"> サイト自体へのアクセスが不可となる
以降	<ul style="list-style-type: none"> 運営者の特定に向け調査中（サイバロッカーの拠点は欧州とみられる。）

（※）オンライン上のデータ保管サービス（オンラインストレージサービス）。本サイトでは、サイバロッカーへの違法アップロードもサイト運営者自身が行い、有料会員から報酬を得ていたとみられる。

複数海賊版サイトの閉鎖事例（goyabu.com他：ブラジル）

2019年	<ul style="list-style-type: none"> ブラジル政府による官民協力型の海賊版サイト対策「404作戦」（※1）が開始
2022年11月	<ul style="list-style-type: none"> CODA会員3社がCODAを通じてブラジルで日本アニメを侵害する4つの海賊版サイト（※2）について被疑者の所在する管轄州の捜査当局に対して刑事告発 調査の結果、その内2サイトは同一運営者であることが判明
2023年2～3月	<ul style="list-style-type: none"> ブラジル当局が404作戦の一環として、それぞれの海賊版サイト運営者に対して家宅捜査を実施（※3） 家宅捜査の結果、4サイトに加え、被疑者らが運営していた関連の9サイトが閉鎖 追加調査により特定されていた別の9サイトの運営者に対し、ノックアンドトークを実施 ノックアンドトークを行った9サイトに加え、関連する別の9サイトも閉鎖 上記の動きを受け、ブラジル国内の別の5サイトが自主閉鎖（累計36サイト。36サイトの閉鎖直前の月間平均アクセス数は約8,300万回に上る。） 一時、正規版サービスサイトの検索結果が最大値を記録 ドメインが譲渡されたサイトに関しては、CODAが開設した閉鎖を通知するページへ自動的に誘導されるよう設定し、啓発を促す

（※1）2023年4月までの計5回の作戦により、1,974件のサイトブロック、783違法アプリの削除、20州において128件の家宅捜査を実施。

（※2）ポルトガル語で運営されており、ジオブロックが施されたサイトもあった。

（※3）「404作戦」の中でも、今回の一斉摘発は日本アニメに特化して行われており、「アニメ作戦（Operation Animes）」と呼ばれている。

海賊版対策における実際の国際執行事例

- 近年は国際的な執行機関や権利者との連携により、海外プラットフォーム上の違法物アップローダーへの有罪判決、他国行政機関による日本コンテンツの違法物に対する取締り、サイト閉鎖等効果を上げている。

自主閉鎖事例（Sora（※））

	<ul style="list-style-type: none"> サイトの一部に中国国内からはアクセスできないようジオブロック（地域視聴制限）を施し、中国国内で「侵害実態がない」状況を装い日本人をターゲットに運営 権利者であるCODA会員社が「Sora」に対する情報開示請求を行った結果、運営者と思われる人物が中国在住であることが判明
2024年3月	<ul style="list-style-type: none"> CODAに相談が寄せられ、CODA北京事務所から男性が居住する南京市の公安局に苦情申立書を提出 公安局が男性への事情聴取を実施→男性の行為が著作権侵害に当たるとして同サイトを閉鎖するよう警告
2024年4月	<ul style="list-style-type: none"> 警察官が複数回注意指導した結果、4月25日にサイトが閉鎖

（※）各権利者に無断で蓄積した膨大な量の日本語辞書の内容を基に、検索窓に日本語の単語を入力することで、その意味や用法などを表示させる辞書サイト

無許諾サブスク風サイトの摘発事例（「深藍」、「COCO」：中国）

2021年1月	<ul style="list-style-type: none"> 「深藍」（※1）が開設
2023年12月	<ul style="list-style-type: none"> CODA北京事務所が日本の権利者に代わり公安局に刑事告発
2024年1月	<ul style="list-style-type: none"> 中国江蘇省泰州市の公安局が、捜査官など54名を重慶市、江蘇省、山東省、上海市、河北省、安徽省に派遣し、複数の被疑者に対して一斉に家宅捜索を実施 「深藍」を運営し、Webサイトおよびアプリから「深藍」にアクセスするためのアカウント情報を自身が運営するWebサイトなどで販売していた重慶市在住の主犯格の男性をはじめ計11名を著作権法違反の疑いで逮捕 サーバーの全データを証拠保全
2021年5月	<ul style="list-style-type: none"> 「COCO」（※2）が開設
2024年4月	<ul style="list-style-type: none"> CODA北京事務所が日本の権利者に代わり公安局に刑事告発
6月	<ul style="list-style-type: none"> 「深藍」の被疑者男性の証言を基に、中国江蘇省揚州市の公安局が、捜査員およびサイバーセキュリティの専門家など11名を被疑者兄弟の自宅や職場に派遣し家宅捜索を実施 「COCO」を運営し、「深藍」と同様にWebサイトおよびアプリからライブラリー「COCO」にアクセスするためのアカウント情報を自身が運営するWebサイト及び別のECサイトで販売していた浙江省温州市在住の男性2名の兄弟を著作権侵害の疑いで逮捕 サーバーの全データを証拠保全

（※1）アカウント情報は視聴可能な期間や画質などに応じて1サインインあたり98元（約1,960円）から1,068元（約2万1,360円）で販売され、「深藍」の運営により不当に得た収入は500万元（約1億900万円）相当であることが判明。

（※2）10万話以上のコンテンツがストリーミング再生可能となっており、日本コンテンツにおいては約2万話のアニメを中心とした映画、テレビドラマなどのコンテンツが掲載。「COCO」の運営により不当に得た収入は400万元（約8,670万円）以上であることが判明。

海賊版対策における実際の国際執行事例

- 下記の事例は、正規の動画投稿サイトにアップロードした動画の違法性を問われ、投稿者の刑事摘発につながったもの。

刑事措置の事例（ゲームプレイ動画：日本）

2022年	<ul style="list-style-type: none"> 男性は、ゲーム会社が著作権を有しガイドラインで禁止しているゲームのプレイ動画（エンディングを含む1時間程度のもの）（※）をYouTubeにアップロード また、別権利者のアニメ動画を無断で編集し、字幕やナレーションを付けたファストコンテンツも同時にアップロード
2023年5月17日	<ul style="list-style-type: none"> 宮城県警察本部生活環境課と南三陸警察署が、YouTubeを通じてゲームプレイ動画やアニメを権利者に無断でアップロードしていたとして、当該男性1名を著作権法違反の疑いで逮捕
8月2日	<ul style="list-style-type: none"> 初公判において、男性は著作権を侵害することが分かっていたとして起訴内容を認める。
9月7日	<ul style="list-style-type: none"> 宮城県仙台地方裁判所から、懲役2年、執行猶予5年、罰金100万円を命じる有罪判決

（※）現在、ゲームメーカー各社や各ゲーム単位でガイドラインが定められ、プレイ動画のアップロードを認めているケースも増えており、許可された内容に従えばゲームプレイ動画をアップロードすることができる場合もある。

刑事措置＋民事措置の事例（ファスト映画：日本）

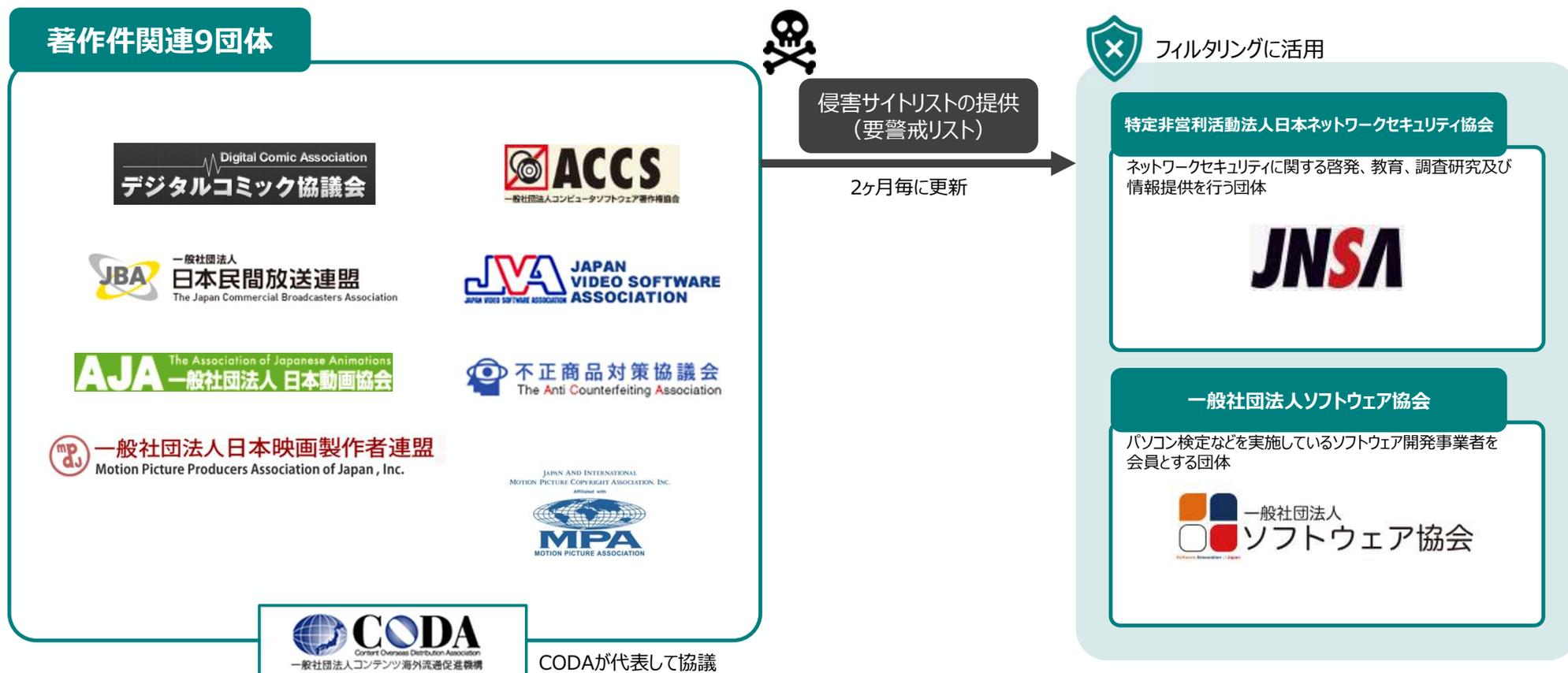
2020年春頃	<ul style="list-style-type: none"> YouTube上でファスト映画（※）の投稿が目立ち始める
2021年6月14日	<ul style="list-style-type: none"> CODA調査により、55アカウントから、約2,100のファスト映画がアップロードされており、その被害は956億円相当と推計（テレビ番組での報道もあり）
6月23日	<ul style="list-style-type: none"> 宮城県警察本部と塩釜署が、YouTubeに東宝、日活の作品のファスト映画を投稿していた男女3名を逮捕
7月14日	<ul style="list-style-type: none"> 男女3名を起訴
11月16日	<ul style="list-style-type: none"> 男女3名に有罪判決（12月1日確定） 被告A 懲役2年、4年間執行猶予、罰金200万円（主犯格） 被告B 懲役1年6月、3年間執行猶予、罰金100万円 被告C 懲役1年6月、3年間執行猶予、罰金50万円
2022年5月19日	<ul style="list-style-type: none"> CODA・JVA会員13社が、男女3名に対する損害賠償請求訴訟を東京地方裁判所に提起 対象は54作品（64URL）、損害額は20億円と算定、そのうち5億円を一部請求
11月17日	<ul style="list-style-type: none"> 東京地方裁判所からファスト映画を権利者に無断でアップロードした2名に対し、著作権侵害による損害賠償金5億円の支払いを命じる判決（1名は所在不明（国外出国中）であり、今後の対応について検討）
2023年8月24日	<ul style="list-style-type: none"> 残る男性1名に対し、所在不明のまま東京地方裁判所から損害賠償金5億円の支払いを命じる判決

（※）ファスト映画とは、権利者に無断で映像作品を10分程度に編集し、ナレーションをつけるなどした上でYouTube等にアップロードし広告収益を得るためにアップロードされた「違法物」のこと。

4. フィルタリング

フィルタリングに関する団体間連携

- 著作権関連団体9団体（代表はCODA）とJNSA（ネットワークセキュリティ系団体）及びSAJ（ソフトウェア開発系団体）の連携。



5. 広告出稿の抑制

広告出稿抑制に係る団体間連携

- 著作権関連団体9団体（代表はCODA）と広告3団体の連携。



5. 広告出稿の抑制

WIPOアラート情報共有プラットフォームの利用

- WIPOアラートは海賊版サイトへの広告出稿問題に国際的な枠組みで対処することを目的としている。
- 侵害サイトリスト（要警戒リスト）を世界知的所有権機関(WIPO)へ共有し、WIPOから各国の広告主や広告事業者へ周知する仕組み。海外の広告業界に対して海賊版サイトへの広告抑制効果を期待。

